

公の施設の指定管理者の指定の件（芸術の森及び本郷新記念札幌彫刻美術館）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元 克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌芸術の森	札幌市南区芸術の森2丁目
本郷新記念札幌彫刻美術館	札幌市中央区宮の森4条12丁目

2 指定管理者

札幌市南区芸術の森2丁目75番地

公益財団法人札幌市芸術文化財団

理事長 秋元 克広

3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理 由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、芸術の森及び本郷新記念札幌彫刻美術館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。